

産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道函館市赤川町90番地の4

名称 株式会社亀田清掃
代表取締役 池田 善徳

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 大 泉

潤

許可の年月日 令和6年2月10日

許可の有効年月日 令和11年2月9日

1. 事業の範囲

- 脱水 汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類
固化 汚泥（無機性のものに限る。） 以上1種類
破碎 ①廃プラスチック類, ②紙くず, ③木くず, ④ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。） 以上4種類
選別 ①廃プラスチック類, ②紙くず, ③木くず, ④繊維くず, ⑤ゴムくず, ⑥金属くず, ⑦ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑧がれき類 以上8種類
圧縮 廃プラスチック類 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 脱水施設

- 施設の種類 汚泥（無機性のものに限る。）の脱水施設
設置場所 函館市東山町121番5および同番40の内
届出年月日 昭和59年11月22日
処理能力 46m³/日, 5.75m³/時間

(2) 固化施設

- 施設の種類 汚泥（無機性のものに限る。）の固化施設
設置場所 函館市東山町121番5および同番40の内
設置年月日 平成28年8月10日
処理能力 41.28m³/日

(3) 破碎施設

- ア 施設の種類 廃プラスチック類, 紙くず, 木くずの破碎施設
設置場所 函館市東山町121番20の内
設置年月日 平成18年12月27日
処理能力 廃プラスチック類, 木くず: 8.2t/日, 1.025t/時間
紙くず: 6.1t/日, 0.762t/時間

許可年月日 平成18年9月11日
許可番号 函産施第18-1号
イ 施設の種類 ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)の破碎施設
設置場所 函館市東山町121番20の内
設置年月日 平成18年12月27日
処理能力 4.8t/日, 0.6t/時間

(4) 選別施設

施設の種類 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類の選別施設

設置場所 函館市東山町121番20の内
設置年月日 平成18年12月27日
処理能力 161m³/日(7時間), 23m³/時間

(5) 圧縮施設

施設の種類 廃プラスチック類の圧縮施設
設置場所 函館市東山町121番20の内
設置年月日 平成18年12月27日
処理能力 4.0t/日, 0.5t/時間

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和60年9月21日 当初許可年月日
昭和61年9月26日 変更許可年月日 埋立の追加
平成11年2月2日 事業の一部廃止に係る届出 埋立の廃止
平成19年1月26日 変更許可年月日 破碎, 選別, 圧縮の追加
平成28年9月23日 変更許可年月日 固化の追加
令和6年2月13日 更新許可年月日(7回目)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無